

[事案 24-44] 既払込保険料返還請求

・平成 24 年 9 月 19 日 裁定打切り

<事案の概要>

契約転換の際に、募集人に預けた金銭が、保険料に充当されなかったとして、金銭の返還を求めて申立てがあったもの。

<申立人の主張>

平成 12 年 8 月に 5 年ごと利差配当付定期付終身保険に契約転換したが、その転換は、同年 7 月に女性 2 名が訪問してきて、契約の確認と言われたため、妻が代わりに話を聞き、言われた箇所に妻が署名し、契約転換されてしまったものである。その際、募集人から、「銀行は低金利」「保険会社に預ければ高い配当金がつく」等と言われたため、募集人に 70 万円を預け、その際には手書きのメモを受け取り、後日、ワープロで作成された「保険料充当金領収書」も受け取ったが、実際には本契約の保険料に充当されていなかったため、70 万円を返還してほしい（転換契約は既に解約されており、契約自体についての請求はなし）。

<保険会社の主張>

下記の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人に確認したところ、申立人からの一切の金銭の受領を否定しており、また、私製領収書の作成、第三者への作成指示等、関与を一切否定している。
- (2) 平成 12 年 9 月に当社に苦情を申し出た際には、70 万円の金銭を募集人に渡したという話は一切出しておらず、平成 19 年の申し出の際になって初めて主張しており、申し出経過も不自然である。
- (3) 平成 19 年の申し出の際も、募集人に渡したとする金額が 20 万円、50 万円、70 万円と変遷・増加しており、申立人の主張には一貫性がない。
- (4) 平成 19 年の申し出の際には、領収証の存在を否定していたにもかかわらず、平成 23 年の申し出の際になって、ワープロで作成した領収証が新たに出てきたと主張しており、この点においても申し出に一貫性がない。

<裁定の概要>

裁定審査会では、当事者から提出された書面等の内容にもとづき審理した結果、以下の理由により、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 32 条 1 項 3 号により、裁定手続を打ち切ることとした。

- (1) 当審査会にて双方の主張を検討したところ、本件の主たる争点は、申立人が募集人に対して 70 万円を預けたか否か、手書きのメモ及びワープロで作成された「保険料充当金領収書」が保険会社関係者の発行したものであるか否かである。
- (2) これらの点について双方の主張が相反しており、これらを判断するためには、手書きのメモが保険会社関係者の筆跡であるか否か、そうでない場合には、誰がこれをなしたのか等、種々の事実を明らかにしなければならないが、それには、当事者の証人尋問、筆跡の鑑定等の厳密な証拠調べを必要とする。

(3) しかしながら、当審査会は裁判外紛争解決機関であり、調査や鑑定の手続、当事者の反対尋問等の厳密な証拠調べ手続を有していないことから、本件を適正に判断するためには裁判手続によることが妥当であると思料する。